

業務委託仕様書

1 目的

佐賀県とJAグループ佐賀で構成する“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会(以下、「協議会」という。)では、「佐賀牛」誕生から30年以上にわたり、情報発信や購入促進のための取組を実施しているところである。その結果、一定の認知度は獲得しているものの、多くのブランド牛がひしめく昨今、佐賀牛の「指名買い」に繋がるようなプロモーションが必要と考えている。

今回の業務委託は、「佐賀牛」に関するテレビCM素材の制作及びYouTube等のソーシャルメディアや佐賀牛取扱い指定店等で活用できる動画データの制作とする。また、併せて、制作したCM素材・動画を活用した販促活動を実施する。

2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならぬものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、協議会と決定委託業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、関係者と連絡を密にすること。

3 事業目的の整理

本業務は、以下の目的達成のために行うものとする。

- (1) 佐賀牛の品質の高さ(高級感)や特徴・魅力を伝えるため、佐賀牛の生産から消費までのストーリーを描いたテレビCM素材・動画データの制作
- (2) 制作したCM素材・動画データを活用した販促活動の実施

4 ターゲット

- ・佐賀牛を定期的に購入する層
- ・大都市圏の百貨店を利用する高所得者層

5 業務完了年月日

令和5年1月31日

6 業務委託内容

- (1) テレビCM素材・動画の制作について

畜産農家、百貨店等の販売店、料理店等でロケ取材を行い、佐賀牛の生産から消費までのストーリーを描いたテレビCM素材及び動画データを制作すること。

別添 1

「形式」

- ・ 15 秒及び 30 秒のテレビ CM 素材（テレビ局へオンライン送稿が可能なもの）
- ・ テレビ CM 素材と同じ内容の動画データ（Youtube 等で利用可能なもの）

「使用例」

- ・ テレビ CM での放映
- ・ YouTube や Twitter 等の SNS でのアップロード
- ・ イベント会場等における CM 放映
- ・ JA グループ佐賀や県のホームページ
- ・ 佐賀牛取扱い指定店での販促用

「納品先」

- ・ “さが”農産物ブランド確立対策推進協議会事務局
- ・ 佐賀牛消費宣伝事業委員会

（2）テレビ CM 素材・動画を活用した販促活動の実施について

テレビ CM 素材・動画を活用した佐賀牛の魅力と認知度を向上させるような販促活動企画を 1 件以上実施する。

（例）季楽等での販促キャンペーンの実施

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症に対応した企画とすること。

「場所」

リアルで実施する場合は、佐賀牛の主な消費地である東京・大阪のいずれかで実施すること。

「期間」

令和 4 年 10～12 月の一定期間（企画内容や件数による）

「目標」

目標は各社が設定する。

6. 留意事項

- （1） 「佐賀牛」のブランドイメージを毀損しないこと。
- （2） 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は協議会に帰属するものとし、制作者は本協議会に対して著

作者人格権を行使しないものとする。

- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (4) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、協議会と受託者の協議により協議会が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ協議会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、協議会と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、本協議会と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (7) CM 素材・動画制作に係る経費、制作物及び登場するキャラクター、タレント、BGM等の使用に関する経費、及び販促活動に係る経費は、今回の業務委託の経費に含まれるものとする。